

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	定期運行バスの借上及び運行	空教隊教 X-1
		承認 令和6年4月10日
		作成 令和6年4月10日
		改正 令和 年 月 日
		作成部隊等名 航空教育隊教育部
<p>1 総則</p> <p>適用範囲 本仕様書は、防府南基地内に居住する隊員が移動するため、防府南基地と防府駅の間を定期的に運航するバスの借上及び運行について適用する。</p> <p>2 役務に関する要求 役務内容は、別紙のとおり。</p> <p>3 監督 監督官は、本役務内容を監督する。</p> <p>4 検査 契約相手方は、道路交通法施行規則に基づき、運行日誌及び運行計画を検査官に提出する。</p> <p>5 その他の指示</p> <p>(1) 借上げバスを運行する場合は、車内フロントガラス及びリアガラスの外部から見えやすい位置に、防府南基地と防府駅を運行するバスである旨及び自衛官のみ利用できる旨の表示を配置する。</p> <p>(2) 借上げバスの運行が不能に陥った場合は、契約相手方の責任において代替の車両を運行する。</p> <p>(3) 借上げバスに起因する事故については、契約相手方が負担するものとする。</p> <p>(4) 基地内における運行については、官側の指示によるものとする。</p> <p>(5) 契約相手方は、道路交通法及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づいて履行する。</p> <p>(6) 契約相手方は、国土交通省から発地または着地を営業区域として許可されていること。また、貸切バス事業者に業務を委託する場合は発地または着地を営業区域として許可されている貸切バス事業者を利用すること。</p> <p>(7) 本仕様書に記載されていない事項等、契約期間中、疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し解決する。</p>		

役務内容

- 1 役務内容
定期運行バスの借上及び運行

2 運行区間

(1) 往路
防府南基地から防府駅間

(2) 復路
防府駅から防府南基地

3 車両

大型バス（乗車人員45名以上）

4 定期運行バスの運行日（1日往路4回、復路4回）

月	日（曜）	実施日
5月	12日（日）、18日（土）、19日（日）、25日（土）、26日（日）	5日
6月	2日（日）、3日（月）、8日（土）、9日（日）、15日（土）、16日（日）、22日（土）、23日（日）、29日（土）、30日（日）	10日
7月	6日（土）、7日（日）、13日（土）、14日（日）、15日（月）、20日（土）、21日（日）	7日

5 定期運行バスの出発時刻及び到着時刻（基準）

往路		復路	
防府南基地発	防府駅着	防府駅発	防府南基地着
0850	0910	1600	1620
0950	1010	1700	1720
1150	1210	1800	1820
1250	1310	1900	1920

6 出発場所への到着時刻

定期運行バスは、出発時刻の10分前までには出発場所に到着し、乗車を希望する隊員を定期運行バスに乗車させる。

7 身分証明書及び外出証の確認

バス乗務員は、定期運行バスへの乗車を希望する隊員に対して身分証明書及び外出証の提示を要求し、身分証明書及び外出証の保有を確認できた隊員のみを乗車させる。

8 定期運行バスの運行経路

- (1) 定期運行バスの運行経路は、図1のとおり。
- (2) 乗車の際は、基地入門後、図2の車両Uターン場所でUターンを実施した後、基地内タクシー乗降場所⑤付近で隊員を乗車させる。降車の際は、防府南基地前のバス停で隊員を降車させる。細部は、図2のとおり。



図1

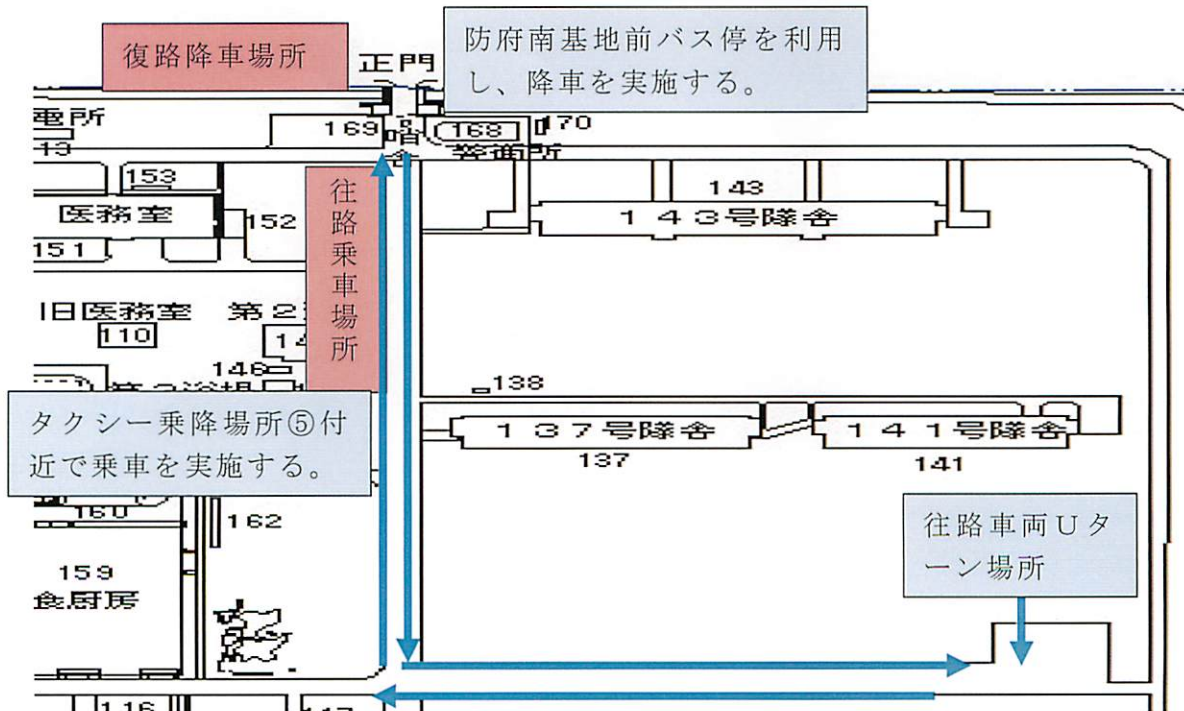


図2

(3) 防府駅での降車位置、乗車位置については、契約相手方の任意の場所とし、必要な手続きは、契約相手方が実施する。

9 乗車人数の確認及び連絡

バス乗務員は、定期運行バスに乗車した隊員の人数を便ごと記録し、運行日の翌平日に航空教育隊司令部教育部教務班に電話又はFAX等（様式随意）で連絡する。